

遺産整理業務の手数料

財産評価に関する基本通達に基づき、遺産整理対象財産の相続開始時点における相続税評価額（課税価格の特例等により減額される前の評価額）を基準に、次の料率を乗じて算出した金額の合計額*（消費税等込）となります。

遺産整理対象額の区分	料率
「第四北越銀行」および「第四北越証券」の顧客として有する預金、投資信託、有価証券、信託商品等	0.33%
その他の財産	
1億円以下の部分に対して	1.65%
1億円超3億円以下の部分に対して	1.10%
3億円超の部分に対して	0.55%

※ 但し、最低手数料を110万円（消費税等込）とさせていただきます。

【留意点】

※ 上記手数料には、10%の消費税等が含まれています。

※ 弊行の手数料とは別に、以下の費用等がお客さまのご負担となります。

- ① 戸籍謄本・不動産登記簿謄本等取寄費用
- ② 財産調査に係る各種証明書取得費用（預貯金の残高証明書等）
- ③ 不動産登記手続等名義変更に係る費用（司法書士の報酬を含む。）
- ④ 相続税申告等に係る税理士報酬（当行業務の範囲外となります。）